

平成31年 3 月18日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ
(研修認定薬剤師の認定申請料等の取扱い)

平成31年 4 月 1 日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、研修認定薬剤師の認定申請料等の取扱いを、次のとおりとします。

- (1) 認定申請料等として一旦振り込まれたものは、理由の如何を問わず返却しません。審査の結果、認定不可となった場合でも返却しません。
- (2) この一旦振り込んだ認定申請料等は、他の如何なるものにも流用することはできません。例えば、後日再提出した認定申請の認定申請料として使用することはできません。
- (3) 領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代えます。
- (4) 認定申請料等の振込明細等は、受付時から遡っておおむね 3 か月前までのものとします。これ以前のものの場合は、その理由をご説明いただきます。